

国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善： 継続プロセス

2018年6月29日（於：パリ）

（仮訳）

FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策の基準の遵守に関する継続的な検証の一環として、資金洗浄・テロ資金供与対策に重大な欠陥を有し、かつそれらに対処するためのアクションプランをFATFとともに策定した国・地域として、以下を特定する。これらの国・地域における状況は各々異なるものの、各国・地域は特定された欠陥に対処するとのハイレベルの政治的コミットメントを書面で提出している。FATFはこれらのコミットメントを歓迎する。

未だ多くの国・地域が、FATFによる検証を受けていない。FATFは、国際金融システムにリスクをもたらす更なる国・地域の特定を継続していく。

FATF及びFSRB（FATF型地域体）は、以下に記載された国・地域との協働、及び特定された欠陥への対処に関する進捗報告を継続する。FATFは、これらの国・地域に対し、迅速かつ提案された期間内でのアクションプランの履行を要請する。FATFは、これらのアクションプランの履行を注意深く監視するとともに、加盟国に対し以下に提示する状況について考慮することを懇請する。

エチオピア

2017年2月以降、エチオピアは、FATF及びESAAMLG（東南部アフリカ FATF 型地域体）と協働し、有効性強化及び技術的な欠陥に対処するため、ハイレベルの政治的コミットメントを示し、同国は、指定非金融業者・職業専門家（DNFBPs）に対するリスクに応じた監督マニュアルの策定、よりリスクの高いDNFBPsや非営利団体（NPOs）に対するリスクに応じた監督の開始を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制の改善に向けた措置を講じてきた。同国は、①国のリスク評価結果の完全な履行、②DNFBPsの資金洗浄・テロ資金供与対策体制への完全な統合、③犯罪収益及び犯罪手段の没収の確保、④テロ関連の対象を特定した金融制裁の一貫した履行や、リスクベース・アプローチに沿ったNPOsに対する相応の監督、⑤大量破壊兵器関連の対象を特定した金融制裁の構築及び履行を含め、欠陥に対処するべく、アクションプランの履行を継続するべきである。

パキスタン

2018年6月、パキスタンは、FATF及びAPG（アジア・太平洋FATF型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与体制を強化し、そのテロ資金供与対策に関連する重大な欠陥に対処するため、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。同国は、これらの目的を達成するため、①テロ資金供与リスクが適切に特定され、評価され、及びリスクを考慮した監督が行われていることを証明すること、②資金洗浄・テロ資金供与対策に違反する場合には是正措置及び制裁が適用されること、並びにそれらの措置が金融機関による資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守に効果的であることを証明すること、③権限ある当局が、不正な資金移動業者（MVTs）を特定し、法執行措置をとるため、協力して取り組んでいることを証明すること、④当局がキャッシュ・クーリエを特定し、現金の不正な移動の規制を厳格に実施し、及びキャッシュ・クーリエがテロ資金供与に利用されるリスクを把握していることを証明すること、⑤テロ資金供与リスクと戦うため、州当局と連邦当局の間の協調を含む国内当局間の協調を改善すること、⑥法執行機関（LEAs）が広範なテロ資金供与活動を特定し、捜査すること、及び、テロ資金供与の捜査や訴追が、指定された個人及び団体並びにそれらの者に代わって又はそれらの者の指示により行動する個人及び団体を対象としていることを証明すること、⑦テロ資金供与の起訴が、効果的で、整合的かつ抑止力のある制裁になっていることを証明すること、及び、検察官と裁判官の能力や支援を強化すること、⑧国連安保理決議第1267号及び同第1373号において対象とされた全てのテロリスト、及びそれらの者のために又はそれらの者に代わって行動する者に対する、資金の調達や移動の防止、資産（動産及び不動産）の特定や凍結、資金や金融サービスへのアクセス禁止を含む、（包括的な法的義務を根拠にした）対象を特定した金融制裁が有効に実施されていることを証明すること、⑨対象を特定した金融制裁の違反に対して、行政罰や刑事罰を含む、強制力を伴った措置が備わっていること、及び法執行において州政府及び連邦当局が協力していることを証明すること、⑩指定された個人に所有又は管理された施設やサービスについて、そのリソース自体が剥奪され、使用されないようにすることを証明することを含む、アクションプランの履行に取り組む。

セルビア

2018年2月以降、セルビアは、FATF及びMONEYVAL（欧州FATF型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の有効性強化及び技術的な欠陥に関連した全ての不備事項に対処するため、ハイレベルの政治的コミットメントを示し、資金洗浄・テロ資金供与対策法の改正法案の施行、中央登録制度の確立、資産

凍結法の改正、リスク評価（NRA：National Risk Assessment）のアップデート、リスクに応じた監督の開始を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制の改善に向けた措置を講じてきた。同国は、①主要な利害関係者に対し、アップデートされた NRA の結果について説明すること、及び法的義務を有する機関等が適切なリスク低減措置に関する要件を定めていることを証明すること、②実務上、弁護士が資金洗浄・テロ資金供与対策の監督に服するようにすること、監督を行うためのマトリックスにリスク評価結果を組み込むこと、及び時宜を得て、効果的な制裁が課されることを証明すること、③顧客管理、重要な公的地位を有する者、及び電信送金に関する新たな義務が履行されていることを証明すること、④権限ある当局が、法人に関する実質的所有者情報を適時にアクセスできること、及びその情報が適切で、正確かつ最新であることを証明すること、⑤第三者による、又は単独での資金洗浄の適切かつ効果的な捜査及び訴追の確保、⑥テロ資金供与に関する対象を特定した金融制裁の遅滞なき履行を証明すること、届出機関へのガイダンスの提供及びリスクベース・アプローチに沿った非営利団体へのバランスのとれた措置の実施、⑦拡散金融に関する対象を特定した金融制裁が遅滞なく実施されることを証明することを含め、重大な欠陥に対処するべく、アクションプランの履行を継続するべきである。

スリランカ

2017年11月以降、スリランカは、FATF 及び APG（アジア・太平洋 FATF 型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の有効性強化及び技術的な欠陥に関連した全ての不備事項に対処するため、ハイレベルの政治的コミットメントを示し、同国は、DNFBP セクターに適用される資金洗浄・テロ資金供与対策のガイドラインの発出、信託の中央登記制度を確立する改正信託法施行規則の成立、より高いリスクを持つ DNFBP セクターへのアウトリーチの実施を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制の改善に向け、進捗をみせた。同国は、重大な欠陥に対処するため、①相互主義に基づき提供される司法共助を確保するための MACMA（Mutual Assistance in Criminal Matters Act）の改正法案の制定、②必要に応じた迅速かつ抑止力のある強制措置や制裁を含む、金融機関やハイリスクの指定非金融業者及び職業専門家のリスクに応じた監督及びアウトリーチ、③権限ある当局が適時に法人に関連する実質的所有者の情報を取得可能であることを証明するための追加事例と統計の提供を継続すること、④信託の中央登記制度が実施されていることの証明を継続すること、⑤イランに関連した国連安保理決議の履行のための、対象を特定した金融制裁（TFS）体制の構築、その効果的な履行、及び北朝鮮に関連する国連規制の効果的な履行の証明を含め、アクションプランの履行へ引き続き取り組むべきである。

シリア

2010年2月、シリアは、FATF及びMENAFATF（中東・北部アフリカFATF型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。それ以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制の改善に向け、進捗をみせた。2014年6月、FATFは、同国がテロ資金供与の犯罪化、及びテロリストの資産を凍結する手続の構築を含め、技術的なレベルで実質的にアクションプランに対処したと判定した。FATFは、同国が合意したアクションプランの履行を完了したと判定したが、治安情勢の観点から、必要な改革及び行動の履行過程が開始され、継続されているかを確認するための実地調査を行うことができていない。FATFは、同国の状況を引続き注視し、出来る限り早期に実地調査を行う。

トリニダード・トバゴ

2017年11月以降、トリニダード・トバゴは、FATF及びCFATF（カリブFATF型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の有効性強化及び技術的な欠陥に関連した全ての不備事項に対処するため、ハイレベルの政治的コミットメントを示し、同国は、税犯罪に関する国際協力のための措置を向上させる改正法案の成立、及び多くの刑事司法改革における法律の進捗を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制の改善に向け、進捗をみせた。同国は、重大な欠陥に対処するため、①国際協力を更に強化するための関連した措置の適用と履行、②透明性と実質的所有者に関連する課題への対処、③資金洗浄罪の公判手続を強化する立法上の取組みの完了、④犯罪収益の追跡及び没収を強化する措置、⑤テロ資金供与の事例が生じた際の優先付けと訴追、⑥TFSに関連する必要な改正法の制定及びリスクに基づくNPOを監視するための措置の履行、⑦拡散金融に対抗するための必要な枠組みの策定、適用、及び履行を含め、アクションプランの履行へ引き続き取り組むべきである。

チュニジア

2017年11月以降、チュニジアは、FATF及びMENAFATF（中東・北部アフリカFATF型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の有効性強化及び技術的な欠陥に関連した全ての不備事項に対処するため、ハイレベルの政治的コミットメントを示し、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の監督マニュアルの採用、証券及び保険セクターに対するリスクに応じた監督の開始、DNFBPsを対象とし

た法律の公布、及び疑わしい取引の届出の分析へのリスクベース・アプローチの適用を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制の改善に向けた措置を講じてきた。同国は、重大な欠陥に対処するため、①資金洗浄・テロ資金供与対策の体制に DNFBPs を完全に組み込むこと、②包括的かつ最新の商業登記の維持及び透明性についての義務違反に対する制裁の機能の強化、③疑わしい取引の届出プロセスに関する有効性が向上していることの証明を継続すること、④テロ関連の TFS 体制が完全に機能し、組合セクターを適切に監視していることを証明すること、⑤大量破壊兵器関連の対象を特定した金融制裁の構築と履行を含め、アクションプランの履行へ引き続き取り組むべきである。

イエメン

2010年2月、イエメンは、FATF 及び MENAFATF（中東・北部アフリカ FATF 型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。それ以降、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善に向け、進捗を見せた。2014年6月、FATF は、同国が、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し、凍結するための適切な手続の制定、③顧客管理及び疑わしい取引の届出義務の改善、④ガイダンスの発出、⑤金融監督当局及び資金情報機関の監視・監督能力の開発、⑥完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の構築を含め、技術的なレベルで実質的にアクションプランに対処したと判定した。FATF は、同国が合意したアクションプランの履行を完了したと判定したが、治安情勢の観点から、必要な改革及び行動の履行過程が開始され、継続されているかを確認するための実地調査を行うことができていない。FATF は、同国の状況を引続き注視し、出来る限り早期に実地調査を行う。

国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：
継続プロセスの対象から除外される国・地域

イラク

FATF は、イラクの資金洗浄・テロ資金供与対策の体制の改善における顕著な進捗を歓迎し、同国が、FATF により 2013 年 10 月に特定された重大な欠陥に関するアクションプランへのコミットメントを達成するために、法・規制上の枠組みを構築したことを認識する。したがって、同国は、もはや現在進められている国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守プロセスにおける FATF の監視プロセスの対象ではない。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の枠組みの更なる改善を MENAFATF（中東・北アフリカ FATF 型地域体）と協働して継続する。

バヌアツ

FATF は、バヌアツの資金洗浄・テロ資金供与対策の体制の改善における顕著な進捗を歓迎し、同国が、FATF により 2016 年 2 月に特定された重大な欠陥に関するアクションプランへのコミットメントを達成するために、法・規制上の枠組みを構築したことを認識する。したがって、同国は、もはや現在進められている国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守プロセスにおける FATF の監視プロセスの対象ではない。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の枠組みの更なる改善を APG（アジア・太平洋 FATF 型地域体）と協働して継続する。

（ 以 上 ）